

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第3回 立憲主義の基本原則 (2)

4. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権 (sovereignty) には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という3つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

5. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9条2項にいう「前項の目的」とは、戦力不保持の範囲を限定する趣旨か、戦力不保持の動機を強調する趣旨か、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。

6. 立憲主義の意義と変遷

- ・ 立憲主義 (constitutionalism) とは、国家の権力行使は憲法に基づいて行われなければならないとする政治原理である。
- ・ 市民革命以後の近代立憲主義においては、国家による干渉はできるだけ少ないほうがよいと考えられた。国家の役割としては、警察や防衛等の必要最小限度のみが求められ、人権は、自由権を中心に考えられていた。
- ・ 資本主義の高度化に伴い、さまざまな弊害が顕在化したが、それを解消するために、国家が積極的に国民生活に関与することが求められるようになった。

【宿題】八幡製鉄事件最高裁判決 (I-8) 及びマククリーン事件最高裁判決 (I-1) の事実の概要及び判旨を読んでおく。また、外国人の出国の自由事件最高裁判決 (I-A1) 及び森川キャサリン事件最高裁判決 (I-A2) の説明を読んでおく。

Quiz

Q3 次の a の①及び②は憲法第 9 条第 1 項についての見解であり、b の③及び④は同条第 2 項についての見解である。また、次のアからウまでの各記述は、それらの見解を組み合わせて考えた場合に、憲法第 9 条による戦争放棄の範囲等がどのように帰結されるかを述べたものである。アからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- a. ① 第 1 項は、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使を、国際紛争を解決するための手段として放棄したものであり、自衛目的によるものは放棄していない。 ② およそ戦争とは全て国際紛争解決の手段として行われるものであり、その目的のいかんを問わず、戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、第 1 項により一切放棄されている。
- b. ③ 「前項の目的を達するため」とは、第 1 項による戦争放棄の目的を達するためという意味であり、第 2 項はそのための戦力の保持を禁止したものである。 ④ 「前項の目的を達するため」とは、戦争を放棄するに至った動機を一般的に示すものであり、第 2 項は一切の戦力の保持を禁止したものである。
- ア. ①及び③の見解を前提とすると、自衛のための戦争は認められるので、そのための戦力保持は許されることになる。
- イ. ①及び④の見解を前提とすると、一切の戦力の保持が禁止される結果として、自衛のための戦争も放棄されることになる。
- ウ. ②及び④の見解を前提とすると、侵略戦争はもとより、自衛のための戦争も認められず、そのための戦力の保持も一切許されないことになる。